★「和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例」（平成25年4月施行）

○ 超高齢社会に対応できるまちづくりのため、医療・介護・市民・行政が果たすべき責務や役割について明らかにし、着実な取り組みを継続させるための“しかけ”のひとつとして条例を制定。
○ コンセプトは、「専門家任せの医療や介護」ではなく、「自分の人生を自ら生きるための主体性」を発揮できる市民を増やす風土づくり。

和泉市の医療と介護の連携推進のしくみ

理念 ： 高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らせるまちづくり

和泉市医療と介護の連携推進審議会

（構成） 医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員協会、訪問看護ステーション連絡会、 和泉市立病院、地域リハビリテーション支援センター、和泉保健所、地域包括支援センター、市民代表、学識者、和泉市高齢福祉担当部
（役割） 医療と介護の連携に関する方向性や方針決定にかかる審議
（頻度） 年1～2回

↑ 理念実現に向けた取り組みの報告
新たな現場ニーズの整理と報告

↓ 理念実現に向けた方向性や方針の提示

推進会議（実務者）

（構成）審議会に所属する各機関からの代表者
（役割）課題の抽出、具体策の立案
モニタリング
（頻度）1～2ヶ月に1回

課題発見 ⇔ プロジェクト決定 ⇔ 評価 ⇔ 周知・啓発

個人資質に頼らない連携スキルの標準化

課題別 プロジェクト（研修会・ツールやマニュアル作成）

- 入退院支援
- 在宅ケア多職種連携
- 歯科口腔ケア
- 服薬管理
- リハビリテーション

専門職向けシンポジウム

周知徹底・理解促進

市民への周知啓発に関するとりくみ

事務局

（構成） 和泉市高齢介護室 高齢支援担当 医療・介護連携グループ
（役割） 審議会及び推進会議の運営に係る調整・資料とりまとめ・議事録等の作成に関すること
その他審議会及び推進会議の運営に関し必要な事項

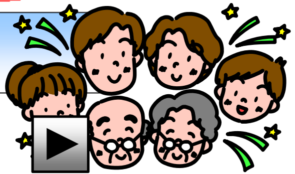

≪条例の前文≫（抜粋）

住み慣れた和泉市で、
生涯にわたって自分らしく人生を全うしたい。
病気や寝たきりの状態になっても、
望む場所で自分らしく療養生活が送れるまちづくりのため、
医療と介護に関わる者が一体となり、切れ目なく質の高い
包括的な支援が提供されることが重要です。
市民は、「専門家任せの医療や介護」の姿勢ではなく、
「自分の人生を自ら生きるための主体性」
を発揮することが必要不可欠となります。

市民パネラーと専門職の合同シンポジウム

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	和泉市
②人口（※１）	１８７，１７２人（H25.4 月末現在）
③高齢化率（※１）	６５歳以上人口　　３７，６５０人　　２０．１％ （うち７５歳以上人口　１５，９１２人　　８．５％）
① 取組の概要	『和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例の制定』（平成２５年４月施行） ○　超高齢社会に対応できるまちづくりのため、医療・介護・市民・行政が果たすべき責務や役割について明らかにし、着実な取り組みを継続させるための“しかけ”のひとつとして条例を制定した。 ○　コンセプトは、「専門家任せの医療や介護」ではなく、「自分の人生を自ら生きるための主体性」を発揮できる市民を増やす風土づくりである。
⑤取組の特徴	和泉市医療と介護の連携推進審議会（各組織の長レベル、市民委員も参画）にて、理念実現に向けた方向性や方針の決定を行い、その下部組織（実務者）の推進会議にて、次の５つの領域のプロジェクトを実施。 ①入退院支援　②在宅ケア多職種連携　③歯科口腔ケア　④服薬管理　⑤リハビリテーション
⑥開始年度	平成１９年度
⑦取組のこれまでの経緯	平成 19 年度に大阪府モデル事業を受託したことを契機に、医療と介護のスタッフが一同に会する話し合いの場を設け、各種連携シートの開発やシンポジウム等を実施してきた。しかしながら、これはあくまでも有志の集まりの域を超えておらず、行政施策としての永続性が担保されていないことや、当事者である市民の参画がないことが課題であった。
⑧主な利用者と人数	全市民１８７，１７２人（H25.4 月末現在）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	「和泉市医療と介護の連携推進審議会」 ⇒　条例制定により、市長の付属機関として格付けされた組織。 （メンバー構成）・医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護支援専門員協会・訪問看護ステーション連絡会・地域リハビリテーション支援センター・市立病院・保健所・市民代表・学識者・和泉市地域包括支援センター 事務局：和泉市高齢介護室
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	【条例制定前】 市と医療・介護の関係者とで実施する施策検討のための会議への出席や、研修会講師等、本来の医療介護業務を行いながら全て無償で協力頂いており、“やる気のある人の熱意”に依存した体制であった。 【条例制定後】 医療と介護のとりくみが審議会として位置づけられたことにより、施策の永続性が担保された。また会議費、研修講師料の対価、実態調査のための郵送料等の予算も承認される。 ＊　平成２５年度当初予算　２，４６８，０００円
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	平成１９年～２０年度、大阪府モデル事業「地域包括ケア体制整備推進事業」 （予算配当先は大阪府和泉保健所）
⑫取組の課題	今後は、２４時間在宅医療を無理なく行える体制づくりや、在宅での看取り等（エンドオブライフ）に関する市民への普及啓発が課題である。
⑬今後の取組予定	実務者の集まりである推進会議での企画を中心に、多職種研修や連携システムやツールの効果検証、医師会等との連絡調整を行いながら在宅医療提供体制の構築に向け取り組みを強化継続する。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	和泉市生きがい健康部　高齢介護室　高齢支援担当　医療・介護連携グループ 電話：0725－99－8132

※１　一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（　　）内に記載してください。
※２　市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
※３　国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例をここに公布する。

平成２５年３月28日

和泉市長　辻宏康

和泉市条例第３号

和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例

住み慣れた和泉市で、生涯にわたって自分らしく人生を全うしたい。

この、市民の願いを実現するため、和泉市では、医療と介護の連携体制の構築が推進されてきました。

超高齢社会を迎えるに当たり、病気や寝たきりの状態になっても、望む場所で自分らしく療養生活が送れるまちづくりのため、医療と介護に関わる者が一体となり、切れ目なく質の高い包括的な支援が提供されることが重要です。

当事者である市民は、「専門家任せの医療や介護」の姿勢ではなく、「自分の人生を自ら生きるための主体性」を発揮することが必要不可欠となります。

この認識の下に「市民が生涯にわたって住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができる安心・安全のまち和泉」を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、病気又は寝たきりの状態になった場合においても、市民の主体性のもと、医療及び介護のサービスが包括的に提供される体制づくりのための基本理念を定め、市の責務並びに医療関係者、介護関係者及び市民の役割を明らかにすることにより、医療と介護の連携の推進を図り、市民が生涯にわたって住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　医療及び介護に関する施策は、市民が生涯にわたって住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすため、市民の主体性を尊重し、医療関係者及び介護関係者が一体となって密接に連携し、継続的かつ良質な医療及び介護サービスを提供することにより、自立した生活を支援するよう行われなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、基本理念にのっとり、医療関係者及び介護関係者相互間の連携を推進するとともに、市民の健康長寿を推進するための施策を総合的に実施する責務を有する。

（医療関係者の役割）

第４条　医療関係者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

⑴　介護関係者と有機的な連携を図ることにより、市民に継続的かつ良質な医療及び介護サービスが包括的に提供されるようにすること。

⑵　市民に対して必要な説明と情報提供を行うことにより、市民が適切な医療を選択するための意思決定を尊重し、支援すること。

⑶　医療提供施設相互間の機能を分担し、及び業務の連携を行うことにより、良質かつ適切な医療を効果的に提供する地域の医療提供体制の充実を図ること。

⑷　基本理念に即した市の施策に協力すること。

（介護関係者の役割）

第５条　介護関係者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

⑴　医療関係者と有機的な連携を図ることにより、市民に継続的かつ良質な医療及び介護サービスが包括的に提供されるようにすること。

⑵　市民に対して必要な説明と情報提供を行うことにより、市民が適切な介護サービスを選択するための意思決定を尊重し、支援すること。

⑶　介護サービス事業者等相互間の連携により、良質かつ適切な介護サービスを効果的に提供する体制の充実を図ること。

⑷　基本理念に即した市の施策に協力すること。

（市民の役割）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

⑴　定期的に検診（健康診断を含む。）を受け、地域の行事、ボランティア活動その他の地域社会活動に積極的に参加することにより、健康の保持増進及び介護予防活動の充実を図ること。

⑵　適切な医療を受けることができるよう、あらかじめ、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬剤師その他日常的な診療、健康管理等を行う身近な医療の専門家を持つこと。

⑶　医療及び介護サービスの提供を適切かつ円滑に受けることができるよう、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）、お薬手帳（服薬に関する履歴等を記載する手帳をいう。）その他健康に関する情報について自ら管理すること。

⑷　医療関係者及び介護関係者が市民の生命及び健康を守る役割を担っていることを理解し、これらの者との信頼関係を構築すること。

⑸　基本理念に即した市の施策に協力すること。

（市の基本的施策）

第７条　市は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

⑴　市民に対し、医療及び介護サービスの選択における主体的な意思決定及び適正な利用に関する意識の啓発並びに情報の積極的な提供を行うこと。

⑵　大阪府、医療又は介護サービスを提供する施設、市民活動団体その他の医療及び介護に携わる機関との連携及び調整を図り、医療関係者及び介護関係者相互間の連携の推進を図ること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、生涯を通じた健全な食生活の促進その他健康増進のための保健福祉施策の充実、市民、市民活動団体等が行う市民の健康長寿を推進するための取組の支援等、市民の健康長寿を推進するための総合的な施策の推進を図ること。

２　市は、前項各号に掲げる施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（医療と介護の連携推進審議会）

第８条　市は、第１条の目的を達成するため、市長の附属機関として、和泉市医療と介護の連携推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、委員１６人以内をもって組織する。

３　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

⑴　この条例の運用に関すること。

⑵　この条例に基づく関係機関の取組に関すること。

⑶　この条例の見直しに関すること。

４　審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（和泉市附属機関に関する条例の一部改正）

２　和泉市附属機関に関する条例（昭和３２年和泉市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１条第１号の表和泉市医療・介護連携推進条例検討委員会の項を削る。

和泉市医療と介護の連携推進審議会規則をここに公布する。

平成２５年５月１日

和泉市長　辻宏康

和泉市規則第４５号

和泉市医療と介護の連携推進審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例（平成２５年和泉市条例第３号）第８条第４項の規定に基づき、和泉市医療と介護の連携推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、委員１６人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　医師会の代表者
(2)　歯科医師会の代表者
(3)　薬剤師会の代表者
(4)　和泉市立病院の代表者
(5)　泉州地域リハビリテーション地域支援センターの代表者
(6)　介護支援専門員協会の代表者
(7)　訪問看護ステーション連絡会の代表者
(8)　保健所の代表者

(9)　地域包括支援センターの代表者
(10)　公募による市民
(11)　学識経験者
(12)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５　第１項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合その他会長が招集できない場合には、市長が会議を招集する。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、高齢者支援担当部署において処理する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。